イ　当該土地等が当該第二種市街地再開発事業の施行区域内の土地等であり、かつ、当該土地等が当該第二種市街地再開発事業の施行者により当該事業の用に供されることが確実であると認められること。

ロ　当該第二種市街地再開発事業につき都市再開発法第五十一条第一項又は第五十八条第一項の規定による認可があることが確実であると認められること。

第十四条第六項中「を取得する」を「の同号に規定する取得をする」に改め、同条第七項中「を取得した」を「の同条第一項に規定する取得をした」に改め、同条に次の二項を加える。

8　法第三十三条第七項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする個人は、同項に規定する取得指定期間の末日の属する年の翌年三月十五日（同日が法第三十三条の五第一項に規定する提出期限後である場合には、当該提出期限）までに、法第三十三条の二第一項に規定する譲渡した資産に係る代替資産（同項に規定する代替資産をいう。以下この項において同じ。）について同条第七項の承認を受けようとする旨、同項の特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により代替資産の取得（同条第一項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をすることが困難であると認められる事情の詳細、取得をする予定の代替資産の取得予定年月日及びその取得価額の見積額並びに当該所轄税務署長の認定を受けようとする年月日その他の明細を記載した申請書に、当該非常災害に基因するやむを得ない事情により代替資産の取得をすることが困難であると認められる事情を証する書類を添付して、当該書類を添付しなければならない。ただし、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該書類の提出をしないことを要しない。

9　前項に規定する個人が同項の所轄税務署長の承認を受けた場合には、施行令第二十二条第二十三項に規定する所轄税務署長が認定した日は当該承認において税務署長が認定した日とする。

第十四条の二の見出しを「（交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）」に改め、同条中「を取得した」を「の取得（製作及び建設を含む。次項において同じ。）をした」に改め、同条に次の二項を加える。

2　法第三十三条の二第五項において準用する法第三十三条第七項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする個人は、同項に規定する取得指定期間の末日の属する年の翌年三月十五日（同日が法第三十三条の五第一項に規定する提出期限後である場合には、当該提出期限）までに、法第三十三条の二第一項に規定する譲渡した資産に係る代替資産（同条第二項に規定する代替資産をいう。以下この項において同じ。）について同条第五項において準用する法第三十三条第七項の承認を受けようとする旨、同項の特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により代替資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細、取得をする予定の代替資産の取得予定年月日及びその取得価額の見積額並びに当該所轄税務署長の認定を受けようとする年月日その他の明細を記載した申請書に、当該非常災害に基因するやむを得ない事情により代替資産の取得をすることが困難であると認められる事情を証する書類を添付して、当該所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添付することを要しない。

3　前条第九項の規定は、前項に規定する個人が同項の所轄税務署長の承認を受けた場合について準用する。

第十四条の二の次に次の一条を加える。

（換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）

第十四条の三　法第三十三条の三第九項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　被災市街地復興土地区画整理事業に係る換地処分により譲渡をした法第三十三条の三第八項に規定する土地等及び取得をした同項に規定する代替住宅等の登記事項証明書並びに当該土地等の換地処分に係る換地計画に関する図書（土地区画整理法第八十七条第一項各号に掲げる事項の記載があるものに限る。）の写し（当該被災市街地復興土地区画整理事業の施行者の当該換地計画に関する図書の写しである旨の記載があるものに限る。）

二　法第三十三条の三第八項に規定する清算金又は同項に規定する保留地の対価を取得する場合には、被災市街地復興土地区画整理事業の施行者の当該清算金又は当該保留地の対価の支払をした旨を証する書類（当該清算金の額又は当該保留地の対価の額の記載があるものに限る。）

第十七条第一項第三号ロ(2)中「機構」を「推進法人」に改める。

第十七条の二第一項中「第三十四条の二第五項」を「第三十四条の二第四項」に改め、同項第四号中「を施行する者」を「の施行者」に改め、同項第二十四号中「都府県知事又は」を「都府県知事」に、「の当該」を「又は被災市街地復興特別措置法第八条第三項に規定する都道府県知事等の当該」に改め、同項第二十五号中「を施行する者」を「の施行者」に改め、同項第三十号を同項第三十一号とし、同項第二十六号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六　法第三十四条の二第二項第二十一号の二の場合　被災市街地復興土地区画整理事業の施行者の当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち同号の保留地の対価の額に対応する部分の譲渡があつた旨を証する書類（当該対価の額の記載があるものに限る。）

第十八条第四項第八号中「工業等導入地区」を「産業導入地区」に改め、「都道府県知事又は」を削り、「工場用地等」を「施設用地」に改める。

第十八条の四第六項を同条第七項とし、同条第五項中「を取得した」を「の取得をした」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「買換資産（同項に規定する買換資産をいう。以下この条において同じ。）についての」を「買換資産の一に「当該買換資産」を「その買換資産」に改め、「（同項において同じ。）」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「（法第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産をいう。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第三十六条の二第二項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする個人は、同項に規定する取得期限の属する年の翌年三月十五日までに、譲渡（同条第一項に規定する譲渡資産をいう。次項及び第五項において同じ。）をした譲渡資産（同条第一項に規定する譲渡をいう。第五項において同じ。）について同条第二項の承認を受けようとする旨、同項の特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換資産（同条第一項に規定する買換資産をいう。以下この条において同じ。）の取得（法第三十六条の二第一項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をすることが困難であると認められる事情の詳細、取得をする予定の買換資産の取得予定年月日及びその取得価額の見積額その他の明細を記載した申請書に、当該非常災害に基因するやむを得ない事情により買換資産の取得をすることが困難であると認められる事情を証する書類を添付して、当該所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添付することを要しない。

第十八条の五第二項中「翌年中」を「取得指定期間内」に、「同条第九項の」を「同条第十項の」に、「同条第九項第一号」を「同条第十項第一号」に改め、同条第四項第二号中「応じ、それぞれ」を「応じそれぞれ」に改め、同号イ(2)中「以下この項及び次項第一号」を「ロ(2)」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第四号」を「第三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第五号中「第四号」を「第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同条第五項中「の下欄、第三号、第五号の下欄、第六号、第七号の下欄、第八号又は第九号」を「、第四号の下欄、第五号、第六号又は第七号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第五号」を「第四号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第六号」を「第五号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第六号」を「第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項第八号中「第八号」を「第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九号中「第八号」を「第六号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十号中「次の各号に掲げる資産」を「表の第七号に掲げる資産（熊谷市、飯能市、木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、袖ケ浦市、相模原市、常総市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域（以下この項において「熊谷市等の区域」という。）内にあるものに限り、次の各号に掲げる場合に該当しない場合及び同条第十項に規定するときに該当する場合における当該資産を除く。）」に、「資産の区分」を「場合の区分」に、「とする」を「（表の第七号の下欄に掲げる資産で、駐車場の用に供される土地等で同欄に規定するやむを得ない事情があるものについては、当該書類及び前項第八号に定める書類）とする」に改め、同項各号を次のように改める。

一　当該譲渡資産及び買換資産又は取得をする見込みである資産の所在地が熊谷市等の区域内である場合　次に掲げるいずれかの書類

イ　当該譲渡資産の所在地を管轄する市長の当該譲渡資産の所在地が集中地域（法第三十七条第十項に規定する集中地域をいう。以下この項において同じ。）内である旨を証する書類

ロ　当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が集中地域以外の地域内である旨を証する書類